

利用規程

店舗名 MoveCare 牧之原（以下、本クラブといいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようお願い申し上げます。

第1条 本クラブの運営・管理は株式会社ループネス（以下、当社といいます）が行います。

第2条 入会できるのは、本規約に同意しクラブ趣旨に賛同する方とします。ただし、医師により運動または電位治療器の使用を禁じられている方は入会できません。

会員は、当社が別紙として定め、当社所定の方法により提示する「禁忌事項（電位治療器）」を確認し、これを遵守するものとします。

反社会的勢力に該当する方、虚偽の申告をした方、他の会員またはスタッフへの迷惑行為、威圧的言動等によりクラブ運営に支障を来すおそれのある方は入会できません。当社は安全確保上必要と判断した場合、入会の承諾を行わず、または利用を制限し、退店を求めるすることができます。

第3条 本クラブにおけるサービスは、医療行為または治療行為ではなく、健康増進・予防を目的とした運動および機器利用のサポートであることを会員は理解し、自己の責任において利用するものとします。

第4条 会員は、既往歴、持病、体調不良等について正確に申告する義務を負い、利用中に体調異変を感じた場合は、直ちに利用を中止しスタッフに申し出るものとします。

第5条 入会にあたっては所定の手続きを行い、必要費用を支払うものとします。未成年人者は保護者の連名申込みが必要です。

第6条 入会金は返還しません。

第7条 会員が規約違反、費用滞納等に該当する場合や下記行為が認められた場合、資格停止、利用制限または除名とすることができます。

- ① 他の会員またはスタッフへの迷惑行為、暴言、威圧的行為、人格否定、差別的発言
- ② 長時間の拘束、過度な要求、社会通念上相当範囲を超える対応要求
- ③ 正当な理由のない返金要求、謝罪要求、土下座等の強要
- ④ 他の会員の利用を妨げる行為
- ⑤ 施設・備品の故意または重大な過失による破損
- ⑥ 本クラブの趣旨に反する営業行為、勧誘行為
- ⑦ その他、当社がカスタマーハラスメントを含む不適切と判断する行為

第8条 会費等はクラブ指定方法で支払い、利用しなくても支払義務は発生します。

第9条 休会は当月10日までの届出で翌月から適用されます。

第10条 会員種別変更も当月10日までの届出で翌月適用です。

第11条 退会も当月10日までの届出で当月末退会となります。

第12条 定休日、災害、工事等により休業・閉鎖することがあります。

第13条 会員が本クラブ施設内外において被った怪我、疾病、盗難、紛失その他の事故について、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

ただし、法令により免責が認められない場合はこの限りではありません。

第14条 規約および諸費用は変更される場合があります。

第15条 本規程は、2026年2月1日より施行する。

別紙 禁忌事項（電位治療器）

【危険】

心臓病と診断され、日常の過激な運動を制限されている方は使用しないでください。

【警告】

次のような医療機器との併用は、影響を与える可能性があるので使用しないでください。

1. ペースメーカー・植込み型除細動器などの電磁障害の影響を受けやすい体内植込み型医用電気機器
2. 人工心肺などの生命維持用医用電気機器
3. 心電計などの装着形の医用電気機器

【注意】

（1）次の方は、使用前に医師とご相談の上ご使用ください。

1. 悪性腫瘍のある方
2. 心臓に障害のある方
3. 妊娠初期の不安定期又は出産直後の方
4. 糖尿病などによる高度な末梢循環障害による知覚障害のある方
5. 体温38℃以上（有熱期）の方
（例1）急性炎症症状〔倦怠感、悪寒、血圧変動など〕の強い時期にある方
（例2）衰弱している方
6. 安静を必要としている方
7. 脊椎の骨折、捻挫、肉離れなど、急性〔疼痛性〕疾患の方
8. 温度感覚喪失が認められる方
9. その他医師の治療を受けている方や、身体に異常を感じている方
10. 高血圧の方
11. 不整脈のある方
12. 睡眠時無呼吸症の方
13. 喘息の方

（2）身体に異常を感じたときには、使用を直ちに中止してください。

（3）周囲の人は、治療中の方に触れないでください。

（4）使用中の人には、周囲の人やものに触れないでください。

（5）導子が濡れている場合には使用しないでください。

ご利用前またはご利用中に、下記のような体調不良を感じている場合は、使用を控え、または直ちに使用を中止し、スタッフに申し出てください。

倦怠感／悪寒／めまい／ふらつき／どうき／息切れ／うれつがまわらない／視野がかける／二重に見える／冷や汗／吐き気／手足のしびれ／外傷（出血を伴うキズ）

制定：2025年12月12日